

関西電力株式会社の事案に類似する事案の有無など  
に係る追加的な報告徴収についての報告

令和2年4月30日

東京電力ホールディングス株式会社

## 1. 報告の経緯

令和2年4月6日に経済産業大臣から当社に対して、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の役職員による金品受領等の事案を踏まえ経済産業大臣が令和元年9月27日に関西電力に対して発出した報告徴収命令に対する回答の内容に類似する事案の有無等についての報告徴収が発出された。

このため当社は、所要の調査等を行い、令和2年4月17日に経済産業大臣に対して類似する事案が確認されなかったことなどを報告（以下、「前回報告徴収に対する報告」という。）した。

そうしたところ、令和2年4月21日に経済産業大臣から当社に対して、「電力会社全体として、消費者を始めとする関係者に対する説明責任を一層果たしていくとともに、電気事業の信頼回復に向けた取組に万全を期す観点から」として、追加的に、以下を内容とする報告徴収（以下、「本報告徴収」という。）が発出された。

このため当社は、令和2年4月21日から4月30日にかけてあらためて所要の調査を行い、本報告徴収に対する報告を取り纏めた。

なお、本報告の内容については、令和2年4月30日に取締役会に報告している。

## 2. 本報告徴収において報告することを求められた事項

本報告徴収において報告することを求められた事項は以下のとおりである。

- ・ 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について
  - ※現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
  - ※内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。
- ・ 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について
  - ※現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
  - ※報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

### 3. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無に関する調査

#### (1) ヒアリング調査

##### ①実施者

監査委員と内部監査部門が連携して調査を実施した。

##### ②調査方法

聞き取りによる調査を実施した。

なお、経済産業大臣から本報告徴収が発出された時点において、すでに新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）から緊急事態宣言が発出され、東京都においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、職場への出勤を含む徹底した外出自粛の要請がなされていた。このため、対面による聞き取りを避け、原則として電話及び電子メールによる聞き取りとすることとした。

##### ③調査対象者

###### (i) 現役の役員及び過去10年間の役員経験者

平成22年4月から令和2年4月までの間に、以下の役職に就いた経歴を有する者（53名）に対して調査を実施した。

a. 会長及び社長（社外取締役であった者を含む）

b. aを除く取締役、監査役及び執行役であった者（ただし、社外取締役及び社外監査役であった者を除く）

また、現役の役員及び過去10年間の役員経験者の一部（27名）については、令和2年4月7日から令和2年4月16日にかけて調査を行い、金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

###### (ii) 工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者

当社は、規程・マニュアルにおいて、取引の公平・公正・中立を保つため、原則として工事所管箇所とは独立した組織である契約箇所が契約手続きを行うこと及び契約に関する職務権限は契約箇所のグループマネージャー以上の役職員が有することを定めている。このため、平成22年4月から令和2年4月までの間に本社契約箇所のグループマネージャー以上の役職に就いた経歴を有する社員（108

名)を工事発注・契約に係る実質的な権限を有する者として調査することとした。

また、工事所管箇所は引当予算額が少額であるものなど一部の契約について契約手続きを行うことが認められていることなどから、平成22年4月から令和2年4月までの間に、主要な工事所管箇所における以下の役職に就いた経歴を有する者(143名)を資材発注に影響を及ぼし得る者として、補足的に調査対象とした。

- a. 本社流通部門、火力・燃料部門及び原子力部門の部長及び総括業務担当グループマネージャー
- b. 原子力発電所長
- c. 支店長
- d. 火力事業所長

なお、今回の調査対象者を含む現役の原子力・立地部門の特別管理職等及び原子力・立地部門以外の役付の特別管理職等(約1,100名)については、前回報告徴収に対する報告までに調査を行い、不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

#### ④調査項目

##### (i) 役職員による金品受領の有無

- ・工事や地域対応にあたり、取引先・地元など関係者から時期・金額に照らすと外形的には発注に直結するとみられるような贈答・接待を受けたことがあるか
- ・そのほか社会通念上好ましくない贈答や接待を受けたことがあるか

##### (ii) 不適切な工事発注・契約の有無

- ・個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定金額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束したことや現在または将来の工事等に関する案件名、工事等の内容、発注・施工の時期、費用の概算額などの情報を提供したことがあるか
- ・購買・委託・工事契約について、他に特命発注とすべき合理的理由がないにもかかわらず、特命発注を行ったことがあるか
- ・その他、適正性が疑われるような事例があるか

#### ⑤調査結果

331名の対象者に対し、328名から回答を得て、いずれも「無し」との回答を得た（回答率99.1%）。なお、対象者と回答者の内訳は以下のとおり。

##### (i) 現役の役員及び過去10年間の役員経験者

対象者：80名 回答者：80名

##### (ii) 工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者

対象者：251名 回答者：248名

※回答を得られなかった者はいずれも退職者であり、その理由は死亡（2名）及び病氣療養中（1名）のためであった。

#### (2) 内部通報窓口に関する記録調査

##### ①実施者

総務・法務部門（コンプライアンス担当）

##### ②調査方法

平成22年4月から令和2年3月までの間に企業倫理相談窓口に寄せられた案件（計1,459件）のうち、関西電力の事案に類似する事案の有無について資料を精査した。

##### ③調査結果

無し

#### 4. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無に関する調査

##### (1) ヒアリング調査

##### ①実施者

監査部門及び秘書部門

##### ②調査方法

聞き取りによる調査を実施した。

なお、電話による聞き取りとした理由は3.(1)②に記載したとおりである。

③調査対象者

平成22年4月から令和2年4月までの間に、会長及び社長の職に就いた経歴を有する者（社外取締役であった者を含む）（8名）に対して調査を実施した。

④調査項目

東北地方太平洋沖地震後の経営の効率化・合理化のために行われたものなど、役員報酬の返上・減額について、当該返上・減額分を事後的に補填したまたはされたことの有無

⑤調査結果

8名から回答を得て（回答率100.0%）、いずれも「無し」との回答であった。

(2) 役員報酬に関する記録調査

①実施者

秘書部門

②調査方法

平成22年4月から令和2年4月までの間の役員報酬に関する承認書等の資料を精査した。

③調査結果

無し

5. 本報告徴収に対する報告

(1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無

無し

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

無し

以 上